

今後説明すべき事項とその見直し

No	項目	説明すべき事項	説明状況		見直し 説明予定日等
			検討完了	検討中の事項	
1	1項申請と2項申請の区分（共通01）	設工認申請について、申請時点における設備の状態を踏まえて法令上の位置づけを明確にし、正しい申請区分により設工認申請を行うことを説明する。	申請時点における設備状況を、下記のとおり分類。 ・設工認未申請 ・既設工認申請有：未しゅん工 ・既設工認申請有：しゅん工 これらの状態を把握した上で、1項または2項のいずれの手続き対象かを整理済み。	-	4月19日 ヒアリング
2	事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化（共通02）	設工認申請を行うべき設備を明確にするために、新規制基準の施行に伴って事業変更許可申請書で追加や明確化を行った箇所を明確にする。	事業許可基準規則の条文ごとに変更の有無を確認した上で、設工認に反映すべき変更点を明確にした。 また、事業許可基準規則に変更がない場合でも、設計の変更を行うために設工認に記載すべき内容に変更が生じる条文を抽出した。	-	4月19日 ヒアリング
3	（技術基準規則）新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化（共通03）	設工認申請を行うべき設備を明確にするために、新規制基準の施行に伴って技術基準規則に追加や変更がある箇所を明確にする。	技術基準規則の条文ごとに変更の有無を確認した上で、設工認に反映すべき変更点を明確にした。 また、技術基準規則に変更がない場合でも、設計の変更を行うために設工認に記載すべき内容に変更が生じる条文を抽出した。	-	4月19日 ヒアリング
4	設工認の申請計画の考え方（共通04）	申請対象となる設備が多数ある中で、設計変更や新規設置する設備があり、工事が長期間にわたることから、工事工程や設計進捗の状況を踏まえて設工認申請を分割する。	分割申請において考慮すべき事項として、工事工程、設計進捗、技術基準適合の説明性の観点から、分割申請を行う上で配慮すべき事項を整理する。また、複数の申請書に跨る事項として共通事項等の分割申請での申請方法を示す。	-	4月19日 ヒアリング
5	工事工程等を踏まえた分割申請計画（分割申請数、申請予定時期、分割の理由）（共通05）	上記の共通01から04での検討と整理の結果を踏まえ、設工認全体の申請計画を示す。	法令に基づく申請区分と各設備の設計及び工事の進捗状況を踏まえ、申請全体の計画をとりまとめ、資料作成中。	-	4月27日 ヒアリング
6	本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項（共通06）	今回の設工認申請では、申請書において説明すべき事項に追加や変更があることから、申請書本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項・記載方針・記載方法を示すとともに、発電炉の実績を踏まえた記載程度の整理及び既認可での記載事項との関係の整理の考え方を示す。	本文・添付書類・添付図面のそれぞれについて、以下のとおり設工認の記載方針をとりまとめた。 ・基本設計方針については、事業変更許可申請との整合及び技術基準規則への適合の観点で、設備設計における設計の概念、基本的な考え方等を記載する。 ・仕様表には技術基準適合性、事業変更許可で示した機能・性能が、基準等へ適合していることを説明するうえで必要な、構造、性能等に係る具体的な数値等を示す。 ☑添付書類は、事業変更許可どおりであること、技術基準へ適合することを示すために基本設計方針から詳細設計に展開すべき事項として必要な評価対象となる施設、評価方法（評価条件、判断基準）、評価結果等を示す。 ・添付図面については、基本設計方針、仕様表、添付書類に関連する設計を図示することにより明確にできるものについて、配置図、系統図、構造図等を示す。 ・要求種別を評価要求として分類した事項に係る評価手法、解析手法等を施設の種類、構造、評価手法等により類型化する。	・外部衝撃の他事象等、他条文の要求事項に対しても同様の展開を行い、資料としてとりまとめる。 ・第1回申請の対象となるものについては、早期にとりまとめて説明を行う。以降の申請となるものについては、各申請に合わせて補足説明資料として提出していく予定。 ・また、記載事項のとりまとめ結果については設工認作成要領に反映し、統一した考え方により設工認申請書に反映する。	4月19日 ヒアリング
7	添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の整理（共通07）	上記の共通06の方針に基づき、添付書類で説明する内容が整理されるが、添付書類に含まれる内容について、エビデンスや経緯等の詳細説明が必要となる事項については、補足説明資料の作成が必要であるため、補足説明資料を作成すべき内容の抽出を行う。	基本設計方針及び仕様表に記載される内容から、添付書類に記載すべき評価内容・計算条件・健全性確認結果等の記載内容が定まる。この内容に応じて、追加のエビデンスの提示が必要な項目や、評価内容の経緯や考え方をさらに仔細にわたって説明すべき項目を抽出する。また、抽出された結果を先行する発電炉での補足説明資料の項目や内容を比較し、不足する説明がないことを確認し、資料を作成中。	-	4月27日 ヒアリング
8	第1回申請の申請書の構成（共通08）	上記の共通01～06までの整理結果を踏まえ、第1回申請の申請対象設備に対する基本設計方針の申請範囲、基本設計方針等と添付書類の紐づけ、添付書類の構成、補足説明資料の項目など、第1回申請の申請書の構成等を示す。	同左	-	4月27日 ヒアリング
9	申請対象設備の選定（共通09）	今回の設工認申請に係る設工認申請対象設備を明確化するとともに、設工認申請対象設備に要求される安全機能（設計要件）と重要度に応じて、設工認申請書における記載グレードを分類する。	設工認申請の対象となる設備は、事業指定（変更許可を含む）で担保した事項を実現するための設備、及び、技術基準の要求事項を満足するための設備を網羅的に抽出する必要がある。このため、技術基準等の要求事項を明確化した上で、その安全機能（設計要件）の達成に必要な設備（設工認申請対象設備）を、設計情報（設計図書：エンジニアリングフロアダイアグラム、構造図等）をもとに抽出する方法を示す。 また、設工認申請対象設備の明確化の結果は、設工認申請書の「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」に反映する。	・補足説明資料において展開した具体的な作業内容について、社内の設工認作成要領及び設工認申請対象設備選定ガイドを改定し、作業内容を盛り込む。それにより、各作業者が統一した考え方により設備抽出を行うことができる状態を構築する。	4月19日及び これ以降の ヒアリング
10		申請対象設備が抜け漏れなく網羅的に抽出できていること及び仕様表対象機器と基本設計方針対象機器の分類の確からしさを検証し、申請対象設備を明確化する。	代表設備としてプール水冷却系を例に検証を行い、共通09の選定プロセスにより申請対象設備を漏れなく明確化できることを確認した。	・共通09の選定プロセスにより以下の設備を代表として仕様表対象設備（施設共通機器）が網羅的に抽出されることを検証する。 ・ブルーム精製設備など ・安全保護回路など	4月27日及び これ以降の ヒアリング
11	全般的な品質管理方針（共通10）	第1回申請時の実績/計画をもとに設工認の品質管理方針を説明。	・「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」で定めた事項と第1回申請時の実績/計画を確認する。	—	4月22日 ヒアリング
12		保安規定と設工認「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」との整合性を説明。	・保安規定の該当箇所との確認/整理を実施する。	—	4月22日 ヒアリング
13	使用前事業者検査（共通11）	・ガラス溶融炉の処理能力の検査に伴う再処理規則における試験使用の対象となる範囲等の考え方 ・既設設備に対する腐食を考慮する容器等の検査の判定基準の考え方 ・使用前事業者検査の実施方針のうち、検査方法の選定に関する具体化に向けての対応方針（口頭）	・ガラス溶融炉の処理能力の検査に伴う再処理規則における試験使用の対象となる範囲等を示す。 ・既設設備に対する腐食を考慮する容器等の検査の判定基準を示す。	・使用前事業者検査の実施方針のうち、アクティブ試験影響に係る検査方法の選定に関する具体化に向けての対応方針を作成し、説明する。	4月19日 ヒアリング

今後説明すべき事項とその見通し

No	項目	説明すべき事項	説明状況		見通し 説明予定日等	
			検討完了	検討中の事項		
14	耐震 (建物・ 構築物)	設計用地盤モデルの設定プロセス及びその妥当性の説明	・敷地を3エリアで分割していることの概要及び結果の説明に留まっていた	・設計用地盤モデルの支持地盤について、地質構造のデータに基づき、敷地内が3エリアに区分されることの考察を行い、3エリアに区分することの妥当性を示す。 ・3エリアそれぞれにおいて、速度構造、地質構造のデータに基づき、各エリア内で概ね水平成層であることの考察を行い、各エリア内が概ね水平成層であることをの妥当性を示す	5月31日 ヒアリング	
15				・支持地盤について、地盤モデルの概要及び設定結果の説明に留まっていた	・設計用地盤モデルの支持地盤の物性値の設定プロセス（S波速度値、速度境界の設定等）を整理し、支持地盤の物性値の妥当性を示す。	5月31日 ヒアリング
16				・表層地盤について、地盤モデルの概要及び設定結果の説明に留まっていた	・設計用地盤モデルの表層地盤の物性値の設定プロセスを以下の内容で整理し、表層地盤の物性値の妥当性を示す。 ⇒速度構造を回帰式として設定するプロセスの整理 ⇒埋戻し土の材質等を踏まえ、敷地全体のデータを用いて物性値を設定することの考察	5月31日 ヒアリング
17		設計用地盤モデルの地震応答解析への適用の合理性の説明	・設計用地盤モデルの概要及び設定結果のみを説明	・敷地では、東側地盤（P A 建屋の南側）、中央地盤（F A 建屋の北側）、西側地盤（K B 建屋の西側）において地震観測を実施している。 ・これらの3地盤に各々対応した地震観測記録を再現可能な地盤モデル（はぎとり地盤モデル）を作成している。 ・そのため、上記のはぎとり地盤モデルと設計用地盤モデルの支持地盤を用いた入力地震動評価を行い、両者が整合していることを確認することで、設計用地盤モデルが地盤の観測記録を再現可能なモデルであることを示す。	5月31日 ヒアリング	
18		直下P S データを考慮した際、施設の耐震性に影響を与えないことの確認	-	・設計用地盤モデルと直下PS検層データの整合性について照合する。 ・照合により、両者の速度構造の乖離が大きい場合は、「直下地盤モデル」を作成し、耐震性への影響評価を実施する。 ・「直下地盤モデル」による耐震性への影響評価方針を、以下に示す。 ⇒「直下地盤モデル」は直下の物性値と建物近傍の表層地盤の物性値を用いるとともに、支持地盤の非線形性を考慮する。またばらつきも考慮して設定する。 ⇒施設の耐震性への影響評価については、各施設の設計に用いる地震動のうち、施設評価に対して影響の大きな地震動を抽出し、「直下地盤モデル」を用いた地震応答解析を行う。 ⇒施設の耐震性への影響評価については、「設計用地盤モデル」を用いた場合に対する「直下地盤モデル」を用いた場合の応答比率を用いて健全性を確認する。 ⇒建物・構築物については、算出した応答比率を設計用地震力または発生応力に対して乗ずることで、施設の耐震の健全性を確認する ・上記により施設の耐震性に影響を与えないことを確認し、その内容を補足説明資料にて示す。	5月31日 ヒアリング	

今後説明すべき事項とその見通し

No	項目	説明すべき事項	説明状況		見通し 説明予定日等	
			検討完了	検討中の事項		
19	耐震 (建物・構築物)	建物・構築物の設計用地下水位の設定	設計用地下水位の設定の考え方	・地下水排水設備に囲まれている施設については、基礎スラブ上端以下に設計用地下水位を設定する旨、4/13審査会合にて提示	-	-
20				・地下水排水設備の外側に設置されている建物・構築物については、敷地内の地下水位の上昇要因を抽出し、保守的に地表面に設計用地下水位を設定する旨、4/13審査会合にて提示	・敷地における地下水位観測データの整理	5月12日 ヒアリング
21			地下水排水設備の設計方針明確化	・耐震設計上、地下水排水設備による地下水位の低下を前提とした評価を実施している建屋について、Ssもしくは1.2Ssによる評価を実施する建屋のうち、地下水排水設備に囲まれている建屋を抽出する旨、4/13審査会合にて提示	-	-
22				・上記建屋に設置される地下水排水設備について、要求機能を整理した結果を、4/13審査会合にて提示	-	-
23				・上記建屋に設置される地下水排水設備については、Ssもしくは1.2Ssによる地震力に対して機能を維持する設計とする旨、4/13審査会合にて提示	・地下水排水設備の機能維持設計として必要な設計方針を整理するとともに、先行炉の整理も踏まえ、地下水排水設備の具体的な設計方針（Ss機能維持とする範囲、電源確保の考え方等）を示す。 ・排水機能の維持に係る設計条件の考え方について示す。	5月12日 ヒアリング
24				・上記建屋に設置される地下水排水設備については、申請対象設備として取り扱うことについて、4/13審査会合にて提示	-	-
25			液状化による影響方針明確化	・地下水排水設備の外側に設置されている建物・構築物については、液状化による影響検討を実施する旨、4/13審査会合にて提示	・液状化による影響評価について、周辺の地下水排水設備を有する建屋、地盤の傾斜等による影響を踏まえ、体系的に示す。 ・上記体系的整理を踏まえ、以下の設計方針について示す。 ⇒第1回申請対象である飛来物防護ネットの液状化影響方針について示す。 ⇒上位クラス施設に波及的影響を与えるおそれのある出入管理建屋について、地下水位の設定を踏まえた波及的影響評価の方針を示す。	5月12日 ヒアリング
26	耐震 (建物・構築物)	隣接建屋の影響	再処理施設等の建物・構築物は、以下①～③に示すとおり、発電炉の建物・構築物と地震応答解析に関係する構造的特徴及び想定する地震動に関して類似性を有することから、発電炉に対する知見を、再処理施設等の建物・構築物に適用しても差し支えないと判断した。 ①：再処理施設等の建物・構築物と発電炉の建物・構築物は、どちらも遮蔽や閉じ込め機能を兼ねるため、JEAG4601に基づく耐震設計を行っており、平面的に釣り合いよく配置された耐震壁を主たる耐震要素とするRC造の壁式構造である。 ②：再処理施設等の建物・構築物と発電炉の建物・構築物は、どちらも1次固有モードが卓越し、且つ、1次固有周期が短い剛な構造物であるとともに、堅固な岩盤に支持されている。 ③：再処理施設等の建物・構築物と発電炉の建物・構築物は、想定する地震動（基準地震動Ss）の入力レベル及び地震に対する建屋応答が概ね同程度である。	-	4月28日 ヒアリング	
27			再処理事業所柄全体としての、隣接建屋の影響の有無の判断についての定量的な考え方	再処理施設等の建物・構築物を想定したケーススタディとして、隣接建屋の影響を考慮した場合の地震応答解析を実施し、建屋単独の場合の結果と比較したうえで、当社事業所における隣接建屋の影響有無について総合的な確認を行った。 隣接建屋の影響有無の確認は、ケーススタディの結果を踏まえた判定フローと、再処理事業所等の建物・構築物の建屋構造特性の整理結果に基づき実施した。 ケーススタディでは、再処理施設等の建物・構築物に対して網羅的に確認を行えるよう、隣接建屋に影響を与える要因を抽出したうえで、再処理事業所等の建物・構築物の建屋構造特性の整理結果に基づき、その特徴を反映した複数の検討ケースを設定した。	-	4月28日 ヒアリング
28			隣接建屋の影響が無いとは言い切れない場合の考え方	ケーススタディを踏まえた確認の結果、隣接建屋の影響が無いとは言い切れない建物・構築物に対しては、FEMを用いた詳細検討を行い、グルーピングした各建屋群毎に、実際の建屋配置状況に即して各建屋を配置する場合と各建屋を単独でモデル化する場合の地震応答解析を実施し、両者の建屋応答の比較から得られる応答比率を用いて建物・構築物の耐震評価に与える影響を確認し、安全上支障がないことを確認する。 (2020年12月24日に申請を実施した建屋は、ケーススタディの結果、「隣接建屋の影響無し」と判断したため、今回設工認申請では、検討方針、検討方法を示す。)	-	4月28日 ヒアリング

今後説明すべき事項とその見通し

No	項目	説明すべき事項	説明状況		見通し 説明予定日等	
			検討完了	検討中の事項		
29	耐震 (機電)	設計用床応答曲線の作成方針	・弾性設計用地震動Sdの評価に用いる床応答曲線の扱いについて	・弾性設計用地震動Sdの評価に用いる床応答曲線は、許可との整合性の観点から先行発電プラント同様に弾性設計用地震動Sdにより評価を行う。	-	審査会合 3月15日説明済
30		耐震設計の基本方針	・耐震評価対象に対する、評価部位・評価項目（応力分類）、主な説明項目の網羅性	・網羅性に対して抜けが無いことの確認として、以下4つの観点から、説明する評価項目に抜けが無いことの説明を実施する。 (1) 事業許可との整合性 (2) 既設工認からの変更点 (3) 新規基準における追加要求事項 (4) その他先行発電プラントの審査実績 上記について、申請全体の説明を記載したうえで、第1回申請設備に対する内容を示す資料に修正中。	-	審査会合 3月15日説明済 5月12日ヒアリング
31		機器・配管系の類型化に対する分類の考え方	・耐震計算書を効率的に整理するための類型化について、設備毎の形状に対する評価方法の類型化(①)と説明方法の類型化(②)それぞれの類型化の観点で整理する	・評価方法の類型化(①)は説明済。 ・説明方法の類型化(②)に対しては、評価方法をグルーピングし、グループ内の代表とその差分を説明することによって説明を効率化する。 説明方法の類型化(②)について具体例を交え、資料作成中。	-	①審査会合 4月13日説明済 ②5月12日 ヒアリング
32		水平2方向の組合せに関する設備の抽出及び考え方について	・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響軽微とした根拠及び設備形状に応じた評価部位ごとの影響有無に対する考え方 ・類型化における分類と水平2方向の設備分類との関係性	・水平2方向は設備形状によるため、先行発電プラント同様としていた部分に対して再処理施設の安全機能からの整理が不足していたことから、耐震評価項目に対して要求される安全機能からの整理を行った。	・2方向同時加振の影響有無の観点により整理した14分類に対し、影響軽微とした根拠及び設備形状に応じた評価部位ごとの影響有無に対する考え方。 ・類型化における分類と水平2方向の設備分類の関係性。	5月26日 ヒアリング
33	火災 (再)	感知・消火	屋外設置機器である安全冷却水冷却塔に対する感知・消火設備の設計方針について説明を拡充。具体的設計の妥当性として、感知器の配置と性能を示す。	説明書の拡充、及び感知器の配置と性能を示す補足説明資料案を作成。	-	5月12日 ヒアリング
34		影響軽減	最重要設備に対する影響軽減の設計方針について説明を拡充。補足説明として最重要設備の選定結果をリストで示す。	説明書の拡充。 最重要設備のリストについて作成。	-	5月12日 ヒアリング
35	竜巻 (再)	飛来物防護 (BRL式における等価直径の考え方)	BRL式による鋼板の貫通限界厚さ算出において、等価直径の取り方を衝突面の周長が等価な円の直径とすることが保守的であることの説明	電中研報告(O19003)の結果をもって周長が等価な円の直径を入力値とすることは妥当としていたが、電中研報告では質量6~12kg程度の飛来物による実験結果との比較がされているのみであり、質量135kgの設計飛来物に対する適用については明記されていない。したがって、設計飛来物を想定した別の研究報告を参照し、設計飛来物が柔飛来物であることを考慮に入れる。そのうえで、BRL式による評価値をそのまま貫通限界厚さとするのではなく、実験的に非貫通が確認されている値を考慮して貫通限界厚さを設定した。	-	4月19日 ヒアリング
36		飛来物防護 (架構に直接設置する ネットの健全性)	飛来物防護ネットは、先行発電炉で採用している鋼製枠付ネットではなく、架構に直接ネットを設置する設計を採用している。本設計の違いを考慮したとしても、電中研評価手法が適用可能であることを示す。	電中研評価手法の適用条件は以下の3点であり、当社の飛来物防護ネットにおいてもこれらの条件を満足することが確認した。 ・ネット材料が電中研の試験に使用したものと同仕様であること。 ・ネットの形状(幅:展開長)が1:1~1:2の範囲であること。 ・ネット支持方法が電中研の試験に使用したものと同仕様であること。 また、ネットで受けたエネルギーはプレートに支持されたワイヤーロープで受けており、プレートがロープから伝わる張力に対し、十分な強度が確保できていれば性能に影響はない。	-	4月19日 ヒアリング
37		飛来物防護 (極小飛来物の影響について)	飛来物防護ネットを通過するおそれがある砂利のような極小飛来物について、竜巻防護対象施設に影響がないこと。	飛来物防護ネットの目合いとの関係から想定する極小飛来物を想定し、それが衝突した場合の貫通限界厚さを算出し、竜巻防護対象施設を貫通しないことを確認する。極小飛来物の衝突時間はごく短時間であることから、その荷重が竜巻防護対象施設に伝わることはない。 上記を説明する資料を新たに作成中。	-	4月27日 ヒアリング
38		荷重影響評価 (構造強度評価における 評価対象部位の選定)	機器構造を踏まえた、安全機能を考慮した評価範囲抽出の考え方。	冷却塔の有する安全機能を踏まえ、構造、部位ごとに影響を受ける荷重を示すことにより評価対象部位の選定の考え方を示す。 申請対象一式を確認した上での部位選定になっていないとの指摘を踏まえ、資料を修正中。	-	4月27日 ヒアリング

今後説明すべき事項とその見通し

No	項目		説明すべき事項	説明状況		見通し 説明予定日等
				検討完了	検討中の事項	
39		航空機墜落火災対策 (耐火被覆の妥当性)	温度解析を踏まえた耐火塗料の塗装厚さ等設定に対する妥当性確認 (耐火試験の実施結果及び考察)	耐火塗料の塗装厚さや塗装範囲を設定するにあたっては、耐火塗料を物性に仮定をおいて温度解析を行っている。温度解析の結果が保守的な結果となっていることを確認するために耐火試験を実施しているため、耐火試験の結果に対する考察及び評価を説明する。上記内容が読み取れないとの指摘を踏まえ、耐火試験結果の考察及び評価の説明を修正中。	—	5月21日 ヒアリング
40	外部火災 (再)	航空機墜落火災対策 (斜め輻射の影響について)	航空機墜落火災に対する対策に与える円筒火炎からの斜め方向から受ける輻射熱の影響	—	外部火災ガイドでは、遠方からの輻射の影響を評価する考え方として、水平方向の輻射強度を算出する式が記載されており、これに基づいた評価を実施して説明していた。再処理の航空機墜落火災は、評価対象の直近で発生することを想定するため、斜め輻射の影響がないか確認が必要である。本件はガイドの考え方を踏襲しつつ、実情を踏まえた条件を設定して形態係数、輻射熱を算出し、斜め輻射の影響がないことを示す方向で検討中である。	5月14日 ヒアリング
41		航空機墜落火災対策 (対流熱伝達の影響について)	航空機墜落火災から発生する高温の空気による影響	火炎の内部では高温空気及び燃焼ガスによる上昇流が生じ、火炎周辺からは火炎の中心に向かって空気を巻き込む流れができる。したがって、高温空気が冷却塔側に流入することはないため、高温空気による影響はない。冷却塔に熱風を吸い込むことによる影響がないかとの指摘を踏まえ、説明を追加し資料修正中。	—	5月14日 ヒアリング
42	火山 (再)	荷重評価 (構造強度評価における 評価対象部位の選定)	機器構造を踏まえた、安全機能を考慮した評価範囲抽出の考え方。	冷却塔の有する安全機能を踏まえ、構造、部位ごとに影響を受ける荷重を示すことにより評価対象部位の選定の考え方を示す。申請対象一式を確認した上での部位選定になっていないとの指摘を踏まえ、資料を修正中。	—	4月27日 ヒアリング
43	溢水 (再)	評価対象とする防護すべき設備の選定	防護すべき設備の選定の考え方、及び具体的な抽出の考え方、評価対象の考え方について示したうえで、第1回申請設備である安全冷却水B冷却塔が評価対象外であること。	評価対象の選定の考え方に基づき、安全冷却水B冷却塔は「耐水性を有する動的機器」に分類される屋外設備であることから、評価対象外である。	—	5月10日 ヒアリング
44	化学薬品漏 えい (再)	評価対象とする防護すべき設備の選定	防護すべき設備の選定の考え方、及び設計上考慮すべき化学薬品、具体的な抽出の考え方、評価対象の考え方について示したうえで、第1回申請設備である安全冷却水B冷却塔が評価対象外であること。	評価対象の選定の考え方に基づき、安全冷却水B冷却塔は「漏えい源となる化学薬品が存在しない建屋内又は屋外に設置する設備」に分類されることから、評価対象外である。	—	5月10日 ヒアリング
45		事故時環境	申請対象設備がさらされる環境条件（環境温度、環境圧力、環境放射線、環境湿度）の設定の考え方	設計基準事故時に屋外設備がさらされる環境条件の設定値を示す。	—	5月10日 ヒアリング
46	安有 (再)	事故時環境下における健全性評価方法	申請対象設備がさらされる環境条件（環境温度、環境圧力、環境放射線、環境湿度）に対する耐性値の設定の考え方	事故時環境に対する耐性値の設定の考え方を示す。	—	5月10日 ヒアリング
47		適合性整理結果	申請対象設備がさらされる環境条件（環境温度、環境圧力、環境放射線、環境湿度）下における健全性評価結果	事故時環境と耐性値の比較から、申請対象設備が事故発生時においても機能喪失しないことを示す。	—	5月10日 ヒアリング